

たまちづくりが可能になると考えられます。

このような検討機会を多くつくり町民の皆さんが自ら行える計画づくりなどにより気運の醸成を積極的に図ります。

(2) 町民意見提出手続
(パブリックコメント手続)
意見募集手続

行政が計画を策定したり、規制の設定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ原案を公表し、寄せられた意見を踏まえて最終決定するとともに、提出された意見とそれに対する行政の考え方を公表す

る一連の手続きです。

※本制度については、本年2月末から3月末において「安平町が考えるパブリックコメント手続」に対して町民の皆さんの意見をいたいただき、「安平町民意見提出手続実施要綱」を定めて、現在試行期間として実施している制度です。

(3) P1(パブリックインボルブメント)住民参画

自治会や町内会、各種団体等へ直接出向いたり、シンポジウム等を開催するなどして自治基本条例の性質や作成経緯等の説明を行い、なるべく

多くの意見を取り入れ調整を図りながら、町民の皆さんの総意としての条例作りを進める手法です。

※「現場主義」住民本意に・住民の視点で・住民の意見をよく聞いて・よく見て、それは職員自ら住民のもとへ(現場)足を運び、職員一人ひとりが問題意識を持つことによる行政運営の土台となる基本姿勢と考えます。

今後においては、全国の条例制定もしくは検討している自治体の状況を調査研究し、既存の町民からなる委員会等(行政改革推進委員会等)を活用した意見収集等により、町民の皆さんに検討していただくための「たたき台」を作成し、上記のような手法を積極的に活用しながら条例の制定を行いたいと考えています。

また、全国各地の自治体の制定状況を調査研究した結果も、今後町民の皆さんへ町ホームページ等によりお知らせしたいと考えています。

おわりに

自治基本条例には、このような内容を定めなければなら

ないという決まりがあるわけではありません。また、策定過程においても、それぞれの市町村などの考え方や手法により条例の制定を行っていま

す。広報あびら6月号で説明した考え方についても、今後条例をつくる段階で前述した手法等により要所において町民の皆さんのご意見をいただきながら、その意見を反映したいと考えていますので、皆さんの意見が多ければ多いほど安平町にふさわしい身の丈に

あった安平町らしい条例制定がなされると考えますことから、町民の皆さんのご協力を併せてお願いします。

問合せ

総務課地方分権係
☎2511(内線118)

次回は、「安平町らしい」をキーワードに考えてみたいと思います。

※町民の皆さんが考える「安平町らしい」、「安平町らしさ」をお聞かせください。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。ご覧になれない方は総務課地方分権係(☎2511内線118)までご連絡ください。

※この制定状況数は、独自調査のため正確な数値を捉えきれいていませんが、参考として掲載しています。また、参加条例、理念条例など条例名が異なっている自治体は含んでいません。

<参考>

自治基本条例・まちづくり基本条例 制定状況

全国	北海道	胆振支庁管内
103自治体	29自治体	3自治体
兵庫県宝塚市ほか	二セコ町ほか	苫小牧市 登別市 白老町



平成19年度自治会長等会議(6月4日)